

特集
3

シェアリングエコノミーをめぐる 法的課題 — 取引当事者間の私法的関係を中心に —

宮澤 俊昭 Miyazawa Toshiaki 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

専門は民法。経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」起草担当。近時の消費者法関係の論文として「消費者契約法における「勧誘」要件の解釈」(『判例時報』2330号116ページ、2017年)



本稿で検討する シェアリングエコノミー

現在、何らかの意味で「共有」という要素を持つさまざまなサービスが広くシェアリングエコノミーとして論じられています。本稿では、フリマ、民泊、クラウドソーシングなど、インターネット上でマッチング機能を提供する事業者(以下、シェア事業者)が運営するネット上のプラットフォームにおいて、ある主体によって提供される時間・空間・物・能力などを他の主体が利用することを内容とする取引(以下、前者を「提供者」、後者を「利用者」)が行われるシェアリングエコノミーを対象として、取引当事者間の法律関係を私法的な視点から検討します。

提供者と利用者間の法律関係

事業者の運営するプラットフォームにおいて提供者と利用者が取引を行うという形態は、インターネットショッピングモールやアプリケーション等(以下、ネットモール等)と共通します。しかし、提供者と利用者間の関係については次のような違いがみられます。

ネットモール等においては、提供者は、事業として行うために資本を投下し、プラットフォームを運営する事業者との間で出店等のための契約を締結し、プラットフォーム上に仮想店舗を設置したり、自己の商品・サービスを掲載したりし

ます。これに対して、利用者は、資本を投下して事業を起こさない限り、提供者として取引に参加することはありません。この意味で、ネットモール等における提供者と利用者の取引は、当事者間の地位に互換性のない事業者と消費者の間の消費者取引として理解できます。これに対してシェアリングエコノミーにおいては、資本を投下せずとも、また事業として行わなくとも提供者となることが可能です。そのため、提供者と利用者がいずれも消費者であって両者の地位に互換性の認められる取引が多くみられます。

以上のような違いは、提供者と利用者の法律関係にも影響を及ぼします。ネットモール等での提供者は、消費者契約法(以下、消契法)2条2項にいう事業者であるのが通常です。そこで、利用者が消費者(消契法2条1項)である場合には、両者間の取引について、民法に加えて、消契法が適用されます。これに対して、シェアリングエコノミーにおいては、提供者が事業者かどうかは個別の事案ごとに異なります。提供者が事業者ではない場合には、消契法の適用はなく、民法上の規定に基づいて判断がされます*1。

シェア事業者の提供者・利用者に対する責任

シェアリングエコノミーでの提供者と利用者間の取引においていずれかの主体が損害を被った場合、その損害を被った提供者または利

*1 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則(2017年6月)」(以下、準則) I-7-2 参照。
<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170605001/20170605001-1.pdf>

用者に対するシェア事業者の責任については、①シェア事業者が責任を負うとすればそれはどのような責任か、という問題と、②シェア事業者が提供者または利用者に対して責任を負う場合、利用規約等における免責条項があるときに、シェア事業者はそれに基づいて責任を免れるのか、という問題の2つに分けて考える必要があります。

①の問題については、インターネットオークションに関する名古屋地裁平成20年3月28日判決*²(以下、平成20年名古屋地判)が参考になります。平成20年名古屋地判は、インターネットオークションの事案において、インターネットオークションを運営する事業者と落札者の間でインターネットオークションの利用契約が締結されており、当該利用契約がその事業者の運営するインターネットオークションのシステムの利用を当然の前提としていることから、当該利用契約における信義則上、インターネットオークション運営事業者は、欠陥のないシステムを構築してサービスを提供すべき義務(以下、欠陥のないシステム構築義務)を負うとの判断を示しました。シェアリングエコノミーにおいても、インターネットオークションと同様に、シェア事業者の運営するプラットフォームのシステムを利用して提供者と利用者が直接契約を締結するという三当事者による取引形態をとっています。そのため、(a)提供者または利用者との間にシェアリングエコノミーの利用についての契約関係があること、(b)当該契約がシェア事業者により運営されるプラットフォームのシステムの利用を当然の前提としていること、という2つの要素が認められる場合には、シェア事業者は、契約の相手方である提供者・利用者に対して欠陥のないシステム構築

義務を負うものと考えられます*³。

この欠陥のないシステム構築義務の具体的内容について、平成20年名古屋地判は、「そのサービス提供当時におけるインターネットオークションを巡る社会情勢、関連法規、システムの技術水準、システムの構築及び維持管理に要する費用、システム導入による効果、システム利用者の利便性等を総合考慮して判断されるべき」との一般論を述べたうえで、インターネットオークションを運営する事業者に、時宜に即して相応の注意喚起の措置をとる義務があるとししました。現在、多様なシェアリングサービスが展開されており、また社会情勢も大きく変容しています。欠陥のないシステム構築義務としてシェア事業者が具体的に行わなければならない内容については、それぞれの事業の内容を踏まえて、個別の事例ごとに前述の要素を総合考慮することによって判断されることになると考えられます。

以上のような欠陥のないシステム構築義務がシェア事業者に課される場合であっても、シェア事業者は利用契約上の免責条項に基づいて責任を免れる可能性があります(前述②の問題)。当該免責条項が有効に契約内容となっていれば、シェア事業者はその免責条項に基づいて免責されます。しかし、当該免責条項が無効である場合、または当該免責条項が利用契約の内容とされない場合には、当該免責条項に基づく免責をシェア事業者は受けられません。

免責条項が無効となる場合としては、公序良俗違反(民法90条)のほか、消契法上の不当条項に関する規律(消契法8～10条)が適用される場合が挙げられます。通常、シェア事業者は、消契法上の事業者と考えられるため、損害を受けた提供者または利用者が消費者であれば、こ

*² 『判例時報』2029号89ページ。なお、結論としてはインターネットオークション運営事業者の賠償責任は否定された。同判決の判断は、控訴審(名古屋高裁平成20年11月11日判決、裁判所ウェブサイト)でも維持され、上告審(最高裁平成21年10月27日判決)で確定している。

*³ これに対し、ネットモール等において、利用者が、プラットフォーム運営事業者との間で利用契約を締結せずに、プラットフォーム上で提供者との間で取引を行った場合には、その事業者は欠陥のないシステム構築義務は生じないと考えられる。

これらの消契法上の規定に基づいて免責条項の有効性が判断されます。

免責条項が契約の内容とされない場合としては、約款法理に基づく場合が挙げられます。シェア事業者の準備した利用規約に免責条項が含まれているとき、その免責条項が約款法理に基づいて契約の内容とされない場合があります。この点で重要となるのが、2017年6月に成立した改正民法において新たに設けられた定型約款に関する規律です。改正民法施行後は、定型約款の合意について定める改正民法548条の2第1項の要件が満たされなければ、利用規約に含まれる個別の条項について契約の内容とする合意をしたとみなされません。すなわち、免責条項を含むすべての利用規約の条項は契約の内容とされないこととなります。また同項の要件を満たしていた場合であっても、定型約款に含まれる条項のうち、相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は、合意をしなかったものとみなされます(改正民法548条の2第2項)。この要件に当てはまる免責条項は契約の内容とされません。

おわりに

シェアリングエコノミーをめぐることは、取引当事者間の私法的課題の他にもさまざまな法的課題が存在します。私法上の問題でいえば、提供者または利用者が第三者に違法に損害を与えた場合のシェア事業者の責任のあり方が問題となります。ネットモールの事案ですが、出店者による第三者の商標権侵害について、一定の場合にはネットモール運営事業者がその責任を負う可能性のあることを認めた裁判例があります*4。

この判決を踏まえて、民泊サービスにおいて、近隣住民に対して迷惑行為を繰り返す民泊利用者によって近隣住民の権利が侵害された場合のシェア事業者の責任を論じる見解があります*5。ネットモールとは異なるシェアリングサービスにおいて、商標権以外の権利・利益が侵害された事案についてもこの判決を基礎として論じ得るのか、といった問題も含めて、シェアリングエコノミーの特徴も踏まえながら、検討を行う必要があります。また公法的(業法的)規制との関係についても、多くの課題が残されています。公衆衛生等の公益や利用者・消費者の利益等の要請に基づく公法的規制であっても、既存の事業者の既得権の維持を図るために利用されていることがあります。規制の趣旨とシェアリングエコノミーの業態を勘案しながら、個別に対応を考えていくことが求められます*6。

さらに大きな視野で見た場合、先でも触れたとおり、シェアリングエコノミーは、消費者対消費者という取引形態を生み出しています。しかし、これは事業者と消費者の間の情報の質および量並びに交渉力の格差を根本から変更するものではありません。社会における消費者と事業者の間の格差は維持されたまま、消費者対消費者という対等な当事者間の取引が行われることとなります。そのため、このような状況に対応するための私法的規律・公法的規律を構想するに当たっては、消費者法の基本理念としての「消費者の自立の支援(消費者基本法2条1項)」の重要性が従来にも増して大きなものとなります。この意味でも、消費者対消費者の取引を含むシェアリングエコノミーの法的規律は、今後の消費者法における大きな課題の1つとなるものと考えられます。

*4 知財高裁平成24年2月14日判決『判例時報』2161号86ページ。なお、結論としてはネットモール運営事業者の責任は否定された。

*5 森亮二「プラットフォームの法律問題」(『NBL』1087号7ページ、2016年)等参照。

*6 例えば、民泊サービスについての住宅宿泊事業法について、熊谷則一「民泊をめぐる問題点」(『ジュリスト』1511号82ページ、2017年)参照。このほか、フリマサービスを利用して商品を販売する売主に対する公法的規制について準則*1 I-7-5を、シェア事業者に対する公法的規制について準則*1 I-7-6をそれぞれ参照。プラットフォームを運営する事業者一般の公法的責任について論じる森*5の8ページ以下も参照。